

米独の破綻処理制度とその運用

金融庁金融研究研修センター 山村 延郎
立教大学大学院 松田 岳

銀行不倒神話の崩壊は、昨今の日本の金融状況の特徴付ける現象である。これまでも金融機関の破綻があったが、今日における特徴は、従来の救済合併型処理ではならず、公的資金の注入が行われるようになったことである。

破綻処理に伴う財政負担が増大するにつれ、銀行破綻をどのように処理し、破綻コストをどのように分担すべきかについて盛んに議論が行われてきた。とりわけ、1995年に実施した「ペイオフ」(一定の保護限度額を設けた形での清算処理)の凍結が議論の大きな焦点であった。そんな中、「金融危機防止」の観点からペイオフ全面解禁の二年延期を決定した

この措置に対してはさまざまな観点から批判が加えられてきた。代表的なものとしては、付保限度額以上の預金についても保護するため、処理コストが増大してしまうとする「コスト」の観点からの批判と、預金を全額保護することで、預金者のモニタリングへのインセンティブを阻害し、預金者行動を妨げ、その結果金融機関のモラルハザードを引き起こすという「規律付け」の観点からの批判である。

本報告では、定額保護型破綻処理の解禁延期を検討する材料として、同じ先進国である米国とドイツでの破綻処理の制度とその運用のあり方を取り上げる。特に経済発展の度合いからみて現在の日本と比較可能な1990年代以降を中心に、破綻処理した際の預金の実質的な保護範囲に焦点を当てた分析を行う。

分析結果を要約すると、アメリカについては、[1]制度として定額保護の仕組みはある、[2]その運用形態は定額保護(ただし付保預金 P&A)中心へと移ってきた、[3]とはいえ運用実質は依然として全額保護のままである。ドイツについては、[1]定額保護の制度はあるが、それが意味を持つのは限界的な金融機関に限られる。[2]預金保護の実質を担うのは、民間の基金であり、庶民の預金は実質的に全額保護である。すなわち、アメリカとドイツでは、実質的には、預金が全額保護される形で破綻処理制度が運用されてきている。